

漁整第262号

平成25年1月30日

天草地域振興局長 様

農林水産部長

漁港漁場整備事業に係る工事ヤードの使用料の取扱いについて（通知）

県管理漁港施設の目的外使用については、熊本県漁港管理条例第11条第1項の規定により許可しているところですが、この度、漁港管理者である熊本県がその漁港施設の建設・改良及び漁場整備に係る工事を行う際、工事ヤードを漁港施設用地に指定する場合には、当該施設の使用料を設計に計上しないこととし、当該目的外使用に伴う使用料については免除として取り扱うこととしたので通知します。

なお、この取扱いについては、平成25年2月1日以降に受け付けた使用許可申請から適用するものとします。